

入国者収容所長 殿

法務省入国管理局警備課長 山中 政法

収容が長期化している被収容者の送還促進について（通知）

各センターにおいては、被収容者の送還促進に向け、日々努めていることと思いますが、被収容者が難民認定手続や訴訟提起を行い、あるいは、在日公館が渡航文書の職権発給に難色を示す等により、収容が長期化する者が増加しています。

当局としては退去強制令書の着実な執行によって出入国管理行政の秩序を保っていくべきことは当然であります。収容が長期化することによる被収容者の健康上の問題についても配意していく必要があります。バランスのとれた対応をとることが求められております。

については、下記の取組みを強力に推進し、特に収容期間が1年を超える被収容者の減少に努められることと願います。

#### 記

#### 1 関係部門との連携

難民認定手続や訴訟に係属している被収容者については、関係部門との連絡を密にして、その進捗状況を常に把握し、送還の時期を逸しないようにする。

難民認定手続に長期間を要している事案については、関係部門にその処理促進を要請するほか、その見通しについての情報収集を怠らないようにする。

#### 2 在日公館への渡航文書発給要請

送還を忌避する被収容者が渡航文書の発給申請を自ら行わないことにより、在日公館が渡航文書の職権発給に難色を示す事案については、口頭で依頼するだけにとどまらず文書で依頼するほか、在日公館を往訪し、退去強制令書が発付されている事情を十分に説明し、当局の業務に対する理解を得るようにする。

なお、十分な説明を行っても理解が得られないような場合は、双方の交渉窓口のレベルを上げるなどし、実効性のある交渉を行う。

#### 3 仮放免の検討

上記1、2を含む、考えられる送還促進策を強力に推進したものの、速やかな送還が見込めず、収容が長期化している事案については、仮放免の検討を行い、自ら身元引受先等を探すことができない者については、適切な受入先を見つけるなどして仮放免を許可することにより収容の更なる長期化を避けるようにする。

写し送付先

地方入国管理局長

地方入国管理局支局長